

# 建設業者のみなさまへ

平成23年4月1日から**建設工事**(解体工事を含む。)に伴い生ずる産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。)を当該工事現場以外の場所(面積**300㎡以上**)で保管する場合は、事前に届出が必要となります。



## 廃棄物処理法の改正内容

建設工事(解体工事を含む。)に伴い生ずる産業廃棄物を排出事業場外で一定規模以上の保管を行おうとする事業者は、**あらかじめ**、保管の場所を管轄する県民局等に届出を行う必要があります。また、届出事項を変更するときも事前に届出が必要です。

なお、平成23年4月1日の時点で、既に排出事業場外で届出対象となる保管を行っている事業者は、**平成23年6月末日までに**保管の場所を管轄する県民局等に届出を行ってください。

### ●提出先

保管施設の場所を管轄する県民局等に届出を行ってください。

### ●提出書類

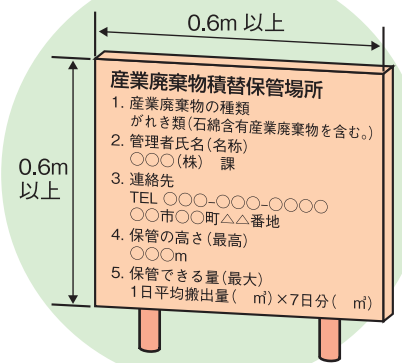
- ・産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)事業場外保管届出書
- ・保管場所の平面図
- ・保管の場所を使用する権原を有することを証する書類
- ・付近見取図

### ●保管の方法

次の基準を遵守して、保管を行わなければなりません。

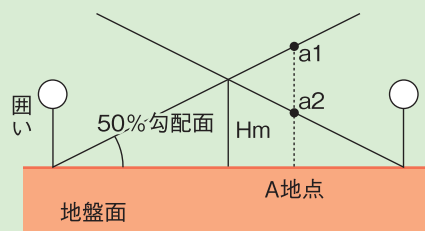
- ①積替えを行う場合を除き保管してはならないこと。
- ②あらかじめ積替えを行った後の運搬先が定められていること。
- ③周囲に囲いを設けること。
- ④見やすい箇所に掲示板を設けること。
- ⑤保管する産業廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭発散の防止措置を講ずること。
- ⑥屋外に容器を用いずに保管する場合は保管高さの上限を守ること。
- ⑦ねずみの生息、蚊・はえその他の害虫の発生を防止する措置を講ずること。
- ⑧保管量の上限(1日の平均的搬出量の7日分)を超えないようにすること。
- ⑨石綿含有産業廃棄物を保管する場合は、その他の物と混合しないように仕切りを設ける等の措置を講ずること。

### 掲示板の例



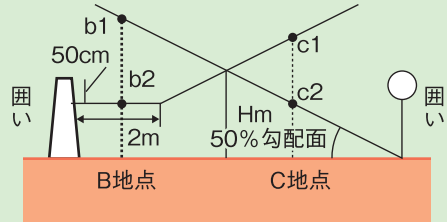
### 保管高さ上限

(1)両方が非耐力壁等の場合



- 保管高さ上限
- ・地点 A : a2
- ・看板記載高さ : Hm (m : max)

(2)片方(左)が耐力壁等、片方(右)が非耐力壁等の場合



- 保管高さ上限
- ・地点 B : b2
- ・地点 C : c2
- ・看板記載高さ : Hm



ご不明な点がございましたら、所管の県民局等にご相談ください。

### 【問い合わせ先】

担当課	所在地	連絡先	管轄区域
岡山県	環境文化部 循環型社会推進課	〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 <a href="http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=30">http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=30</a>	
	備前県民局 地域政策部環境課	〒700-8604 岡山市北区弓之町6-1	086-233-9805
	備中県民局 地域政策部環境課	〒710-8530 倉敷市羽島1083	086-434-7007
	美作県民局 地域政策部環境課	〒708-8506 津山市山下53	0868-23-1243
岡山市環境局 産業廃棄物対策課	〒700-8544 岡山市北区大供1-1-1	086-803-1303 <a href="http://www.city.okayama.jp/kankyou/sanpai/sanpai_00005.html">http://www.city.okayama.jp/kankyou/sanpai/sanpai_00005.html</a>	岡山市
倉敷市環境リサイクル局 リサイクル推進部産業廃棄物対策課	〒710-8565 倉敷市西中新田640	086-426-3385 <a href="http://www.city.kurashiki.okayama.jp/dd.aspx?menuid=1227">http://www.city.kurashiki.okayama.jp/dd.aspx?menuid=1227</a>	倉敷市